令和８年第４３回久喜市菖蒲産業祭出店規約

１　規約の目的

　この規約は、令和８年第４３回久喜市菖蒲産業祭（以下「産業祭」という。）が円滑に実施できるよう出店について必要な事項を定めるものです。

２　規約の履行について

　産業祭に展示・出店等する事業者・団体（以下「出店者等」という。）は、本規約を遵守しなければなりません。

　本規約に反した場合、もしくは第三者への迷惑行為や公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出店の差し止め並びにブース・商品・展示その他の撤去、変更を行うことができるものとします。その際、何らかの損害が生じた場合には、出店者がその責任を負うこととなります。

３　事業名

　令和８年第４３回久喜市菖蒲産業祭

４　日時

　令和８年１１月３日（火・祝）９：００～１４：００

５　会場

　久喜市菖蒲行政センター駐車場

６　出店等区画サイズ

　１区画テント（２間×３間もしくはワンタッチテント）

７　出店等に係る費用

（1）出店料

　３，０００円（一部を除く全出店者対象）

（２）備品使用料（※持ち込みテント出店不可）

・テント１張　　６，６００円
・テント１／２張　４，０００円
・キッチンカー１台　　６，６００円
・テーブル（1800×600＋ビニールクロス）１台１，５００円
・パイプイス１脚　３００円
・電気使用料　２，０００円（コードリールは各自持ち込みの上、出店者が対応すること）

８　出店資格

出店者等は、産業祭の目的に賛同するとともに趣旨に沿う内容の出店を行う者及び暴力団による不当な行為の防止に関する法律に規定する団体から資金提供を受けたり経営に関与していない者で、次の各号のいずれかに該当する者。

⑴ 久喜市商工会、久喜市商工会会員又は一般社団法人久喜市観光協会会員
⑵ 久喜市内に所在地がある、農産物等の生産者若しくは団体
⑶ 官公省庁に属する団体、市民団体
⑷ 久喜市と友好都市他を締結している自治体
⑸ その他実行委員会が認めた者

９　出店等の手続き

出店を希望する者は、出店申込書を実行委員会事務局（一般社団法人久喜市観光協会）へ令和８年９月２４日（木）までに提出してください。

10　出店等の決定

出店申込書を提出した後、内容を確認し決定します。決定した出店申込者には主催者より出店決定通知を送付します。出店内容が本規約に反する場合及び過去に違反行為があった者は出店できません。また、出店申込が多数の場合は、厳正な抽選により出店を決定しますので、出店できない場合があります。

11　出店者等説明会

出店者等は、主催者が開催する出店者説明会に必ず出席してください。令和８年１０月２２日（木）労働会館（あやめ会館）１８：００～を予定しています。出店承認通知書と共に改めて通知します。※久喜市商工会または（一社）久喜市観光協会の説明を受けなかった場合は出店できません。

12　消火器の設置

対象火気器具を使用する参加者は、必ず１店舗につき１つの消火器をテント内に設置し、当日の消防点検に立ち合いの上、防火安全対策を徹底してください。

13　出店場所等について

⑴ 出店場所は、主催者が所定の手続きにより決定いたします。
⑵ 出店場所の不利益の申し立てはご遠慮ください。主催者が出店者に対し出店場所による不利益の賠償を行うことはありません。
⑶ 出店者等は、主催者の許可なく、出店場所の全部または一部を他者へ譲渡又は貸与等を行うことはできません。
⑷ 許可のない造形物や工作物の設置や取り付けはできません。

14 搬入、搬出

⑴搬入は８：３０までに終了し、車両は所定の駐車場へ移動してください。 搬出は１４：００以降に行ってください。

⑵食品販売に係る食材保冷のための保冷車、催事のために使用する特装車、消防用自動車等の緊急車両に関しては、上記の限りではありません。

15　取扱品目及び販売価格について

⑴販売価格は、適正な範囲内で設定してください。

⑵出店申込書に記載された内容以外の物品の販売及び火気の使用は認めません。

⑶取扱品に変更があった場合は、令和８年９月３０日（水）までに事務局へ連絡してください。

※変更できない場合もございます。

16　出店者等の感染症対策

⑴出店者等は、産業祭開催日以前から体調管理に留意し検温を行い、体調不良の者は参加を取りやめ主催者に速やかに連絡してください。

⑵飲食の出店従事者は、こまめに手指消毒を行うこと。

17　清掃について

⑴ 出店者等は、各々の催事場所について責任をもって清掃してください。

⑵ 清掃終了後は、近隣の他の参加団体とともに協力し合いながら、会場周辺の清掃にも協力してください。

⑶ 燃えるごみ、ビン・カン及びペットボトルを確実に分別し、ゴミ集積場所に集積すること。

⑷ 出店者が持ち込んだ物（ダンボールや調味料のボトル等）は、責任をもって持ち帰ってください。

18　食品衛生管理について

⑴ 食品を扱う出店者等は、手洗い、消毒を励行するなど食中毒予防のための衛生管理について十分注意してください。

⑵ 食物アレルギー表示についても、遺漏のないように対処してください。

⑶ 万一、当該食品とその保存・販売方法等に起因して事故が発生した場合は、当該食品に関わった団体が被害者に対し誠意をもって対処し、主催者並びに他の出店者等に対し迷惑を及ぼさないようお願いします。なお、当該事故の顛末に関しては、主催者に速やかに報告してください。

19　酒類販売について

酒類の販売に際しては、購買客が飲酒運転をすることのないよう、細心の注意を払ってください。

20　喫煙について

喫煙は、会場内に設置する喫煙所を必ず利用してください。

21　トイレについて

屋外のリフレッシュハウス及び菖蒲行政センターを利用してください。

22　赤ちゃんの駅について

乳幼児を連れた保護者の方が安心して参加できるように、おむつ替えや授乳を行うためのスペース「赤ちゃんの駅」は、菖蒲行政センター内を利用してください。

23　売上報告について

出店者は久喜市菖蒲産業祭実施後の売上額について実行委員会事務局に報告してください。

24　その他

その他必要な事項は、主催者（実行委員会）が別に定めます。